

# 序章 | 都市計画マスタープラン について

## 序章 都市計画マスタープランについて

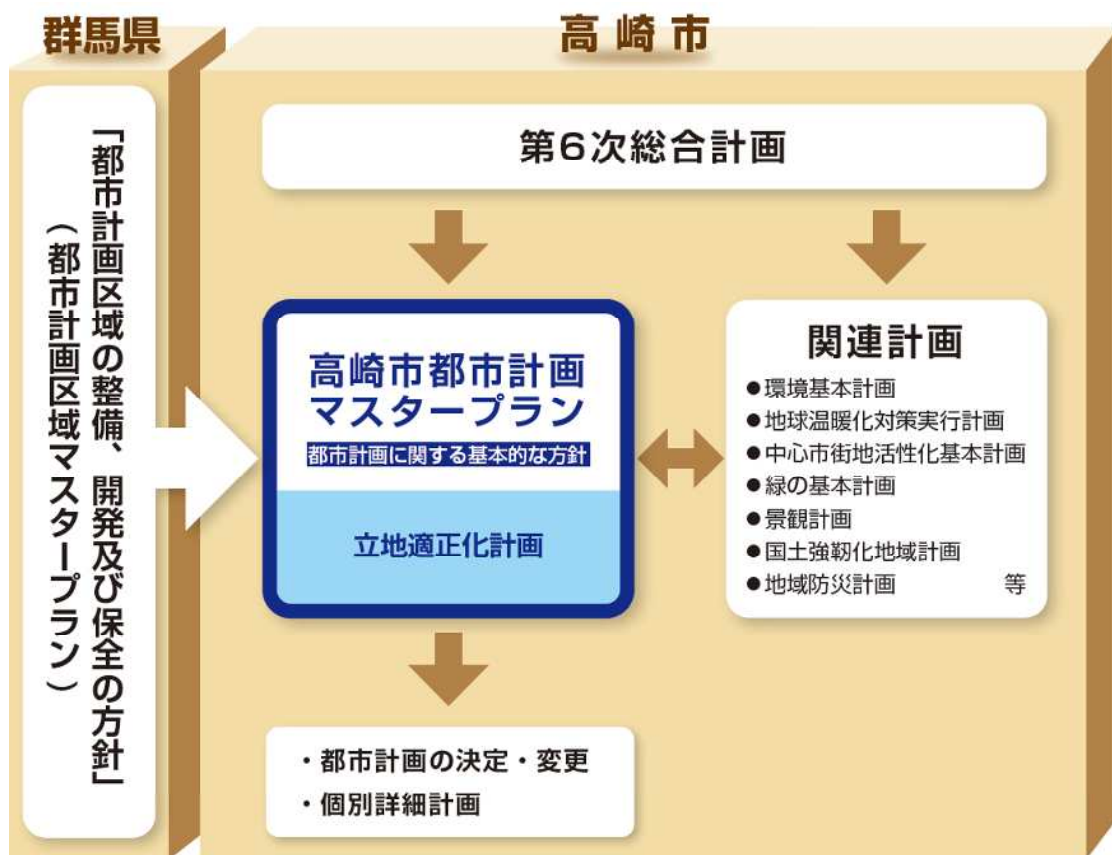
### 序-1 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村マスタープラン）」です。平成4年（1992年）の都市計画法改正により創設され、都市計画区域（必要に応じて行政区域全域）を対象とした整備等の方針や、個別・具体の都市計画の法的根拠となる計画です。

都市づくりを担うのは行政だけでなく、市民、事業者などの各主体が高崎市の将来像や方針を共有し、同じ方向に向かってそれぞれが取組を進められるように、本市の最上位計画である総合計画や群馬県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」に即すものとし、関連計画とも整合を図ります。また、立地適正化計画は、都市再生特別措置法により都市計画マスタープランの一部とされています。

都市計画の決定・変更や個別詳細計画は、都市計画マスタープランに基づいて定められます。

#### ■ 計画体系上の位置づけ



## 序-2 都市計画マスタープラン改定の背景

本市では、平成 23 年（2011 年）3月に都市計画マスタープランを改定し、その内容に基づいて様々な取組を進めてきました。しかし、改定から 10 年以上が経過し、社会経済情勢の変化など本市を取り巻く環境が大きく変化しています。そのため、今回の都市計画マスタープランでは、今までのマスタープランを継承しつつ、主に次の視点から改定を行います。

- ・高崎市の現状や社会経済情勢の変化、新しい制度への対応、上位関連計画との整合
- ・新たな産業の創出に向けた都市計画分野の政策の位置づけ
- ・将来都市構造について市の政策の考え方が伝わる内容に見直し
- ・人口減少・少子高齢化社会を見据えたまちづくりのさらなる展開
- ・地域別構想における地区区分の再考

## 序-3 対象区域

本市には、市街化区域と市街化調整区域に区分されている線引き都市計画区域（高崎地域、群馬地域、新町地域）、区分されていない非線引き都市計画区域（箕郷地域、榛名地域、吉井地域）、そして都市計画区域外（倉淵地域）が存在し、それぞれ土地利用に関する制限が異なります。

都市計画マスタープランは、都市計画区域を対象とした計画ですが、総合的な都市づくりを実現するため、都市計画区域外の倉淵地域を含めた高崎市の行政区域全域を都市計画マスタープランの対象範囲とします。

### ■ 対象区域



## 序-4 目標年次

直近の国勢調査実施年である令和2年（2020年）を基準年として、概ね20年後の令和22年（2040年）を目標年次とします。

## 序-5 全体構成

都市計画マスタープランは大きく4つの構成からなります。

最初に、都市計画マスタープランについて序章で述べ、高崎市の現況と都市づくりの主要課題を第1章で示します。

市域全体にわたる都市づくりの基本理念を第2章で明らかにし、その実現に向けた都市づくりの方針を示した全体構想を第3章で示します。

次に、全体構想を踏まえ、地域ごとの具体的な整備方針を第4章の地域別構想で示します。

最後に、これらの理念や方針について、市民とともに実現するための方策を第5章で示します。

### ■ 都市計画マスタープランの全体構成

